

設 例 2

注意事項：

以下に示す設例は、本文の理解に資するために単純化して作成したものであり、実務を反映するものではないことに留意すること。なお、本設例は単なる一例に過ぎず、銀行等金融機関はそれぞれの実態にあったモデルを開発する必要がある。

前提条件：

- A銀行は債務者Bに対し、有担保にて元本合計 10,000 百万円・当初約定金利の加重平均 2% で融資していた。なお、担保評価額は 2,000 百万円である。(元本の 20%)
- その後、債務者Bの弁済が滞ることが見込まれたため、やむなくA銀行は条件緩和を行い、元本をX2年まで据置後、X3年よりX5年までの間、分割弁済(1,000 百万円)をするように約定した。なお、元本・利息とも年度末に年1回の後払いとしている。

(注) 約定上の弁済に加えて、担保資産等の一部を処分して追加的な元本弁済を行うこともあるが、ここでは想定していない。

- 債務者Bは5年間の再建計画を作成している。当該再建計画についてA銀行が検討した結果、「再建計画は合理的で将来キャッシュ・フローの見積りを行うのに十分である」と判断された。
- 残債については、再建計画終了後(5年後)に条件緩和が解除され、その時点での債務者区分に応じた適切な条件で再設定されるものとしている。